

宮城県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第14項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和4年1月11日

宮城県監査委員	高	橋	伸	二
宮城県監査委員	渡	辺	忠	悦
宮城県監査委員	成	田	由	加里
宮城県監査委員	吉	田		計

記

- 1 監査委員の報告日
令和3年9月2日
- 2 通知のあった日
令和3年11月2日
- 3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 税務課，地方税徴収対策室

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、引き続き適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

- ・令和2年度収入未済額
現年度分 2,109,781,006円
過年度分 1,781,373,005円
合 計 3,891,154,011円
- ・令和元年度収入未済額
現年度分 1,333,372,737円
過年度分 1,939,786,737円
合 計 3,273,159,474円

ロ 措置の内容

令和2年度については「第5次県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「令和2年度県税事務運営」に基づき、県税収入未済額の縮減と税収確保に努めた。

特に、収入未済額の大半を占める個人県民税を重点税目として、各県税事務所に市町村滞納整理協働支援チームを組織し、職員併任の活用による徴収技術のスキルアップや、住民税徴収対策会議における研修会や事案検討会の開催など、市町村の実情に応じた支援を行うとともに、庁内各課室と連携・協働して収入未済額の縮減対策を実施した。

個人県民税以外の税目については、徴収困難な事案の割合が高くなっていることから、滞納繰越分について滞納処分を前提とした取組を徹底するとともに、納税資力の乏しい者に対しては納税の緩和措置を適用する等により収入未済額の縮減を図った。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難となった者に対する徴収猶予の特例に係る収入未済額が11億2千6百万円となったことから、令和2年度の収入未済額は38億9千万円と令和元年度から6億1千8百万円の増加となった。

今後は、徴収猶予の特例に係る収入未済額を最優先として、生活困窮者に対する納税の緩和

和措置にも適切に対応しつつ、収入未済額の縮減に取り組む。

(2) オリンピック・パラリンピック大会推進課

イ 監査委員の報告の内容

補助金において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように内部統制制度の整備など、対策を講じられたい。

(内容)

スポーツイベント再開等支援事業費補助金について、変更交付決定を行わないまま、指令額より高い補助金額を確定し、交付していたもの。

- ・ 交付決定額 517,458円
- ・ 額の確定額 543,087円
- ・ 補助金交付額 543,087円

ロ 措置の内容

再発防止策として、交付決定事業者において事業費の変更が生じる見込みの場合は、県への事前報告を徹底させ、「補助金交付事務に係る確認用チェックリスト」の実績報告年月日の欄に、「交付決定額から増減が生じる見込みの場合は、計画変更承認申請を事業者に求めること」と明記するとともに、内部統制の対応として、今回の件を職場内会議で情報共有し、他の補助金業務でも当該様式を使用することに改めた。

今後はこの取り組みを着実に実行し、再発防止に努める。

(3) 原子力安全対策課

イ 監査委員の報告の内容

国庫補助金に係る調定において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように内部統制制度の整備など、対策を講じられたい。

(内容)

誤調定の取消遺漏により調定額及び収入未済額が誤った金額のまま決算となっているもの。

- ・ 件数 1件
- ・ 金額 46,691,630円

ロ 措置の内容

取消漏れの調定決議について、速やかに取消処理を行った。

今後の対応策として、調定事務に際しては、調定額と、国からの交付決定通知書等の根拠資料との突合を複数の目で確実にいき、適正な事務処理に努めるとともに、実効性のある内部統制を確実に行っていくため、課内共通のチェックシートにより確認を行うこととした。

また、収入未済管理にあたっては、毎月、収入未済リストを拠証資料等を添えて課長まで回覧を行うことで、常に情報共有し、組織として確実に確認していくこととした。

(4) 循環型社会推進課、竹の内産廃処分場対策室、放射性物質汚染廃棄物対策室

イ 監査委員の報告の内容

特別納付金（産業廃棄物最終処分場の行政代執行に係る費用）において、収入未済があったので、引き続き収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

- ・ 令和2年度収入未済額
 - 現年度分 133,422,845円
 - 過年度分 704,603,166円
 - 合計 838,026,011円

- ・令和元年度収入未済額
 - 現年度分 37,623,954円
 - 過年度分 689,233,379円
 - 合 計 726,857,333円

ロ 措置の内容

特別納付金の適切な管理と収入未済縮減のため、所得調査や銀行預金等の財産調査を実施し計画的な債権回収に努めている。

また、不真正連帯債務者1社7個人に対して、文書等で納付を促すとともに、県内在住者3名は、定期的に自宅等を訪問し、県外在住者4名は、電話等により納付指導を継続した結果、遅滞なく7個人全ての一部納付が継続された。

加えて、納付に唯一応じていない法人債務者は、令和2年度に発生した新たな債権について、既に差押えを行っている所有地を、参加差押えを行うことにより時効の完成猶予を図った。

今後も各債務者の財産調査を継続し一部納付が中断された場合には差押え等の滞納処分を的確に行い、完成猶予や時効更新を図っていく。

(5) 共同参画社会推進課

イ 監査委員の報告の内容

国庫補助事業の実績報告において、過少報告に伴う県費の持ち出しが認められたので、今後再発しないように内部統制制度の整備など、対策を講じられたい。

(内容)

被災者支援総合交付金（NPO等による心の復興支援事業）において、令和元年度に交付決定及び概算額で受け入れし、令和2年度に復興庁に実績報告を行い、交付金の額の確定を受け、返還したところ、実績報告に高速使用料（5,700円）の計上漏れがあり、過少に実績報告したことから県費の持ち出しが発生したもの。

ロ 措置の内容

今後の対策として、事務費の執行を予算管理担当班任せにせず、事業担当班においても予算の執行状況を予算管理担当班に確認しながら事業を実施していく。

また、課内で申請書類等の確認項目を共有して、決裁時には、複数人によるポイントをしっかりと押さえたチェックを実践していく。

(6) 社会福祉課

イ 監査委員の報告の内容

需用費において、支払遅延が認められたので、今後再発しないように内部統制制度の整備など、対策を講じられたい。

(内容)

新聞料金について、支払遅延防止法に規定する支払時期を超えて支払ったもの。

- ・件数 1件
- ・金額 12,000円

ロ 措置の内容

定例的な支出事務の進捗を管理する一覧表を作成し、庶務担当者のほか複数の職員が支出事務の進捗状況の確認を行い、支払遅延防止に努めている。

あわせて、庶務担当者以外の職員が月初め及び月末に出納簿の確認を行うとともに、財務システムにより支出負担行為済みの未払額の有無を確認しており、支出事務の進行管理体制を整え、再発の防止に取り組んでいる。

(7) 障害福祉課，精神保健推進室

イ 監査委員の報告の内容

歳入歳出外現金において，払出しを行っていないものが認められたので，今後再発しないように内部統制制度の整備など，対策を講じられたい。

(内容)

援護寮照明器具更新工事に係る契約保証金について，完成検査後に受注者に返還していないもの。

- ・件数 1件
- ・金額 579,040円

ロ 措置の内容

払出しを行っていない契約保証金については，工事施工業者に対し，契約保証金払戻請求書の提出を求め，令和3年7月12日に返還を行った。

今後は，毎月，歳入歳出外現金整理表等で残額確認を行うとともに，会計管理表により保管状況を可視化し，払出しの処理漏れがないようチェック体制の強化を図り，再発防止に努める。

(8) 新産業振興課

イ 監査委員の報告の内容

延滞金（情報通信関連企業立地促進奨励金）において，収入未済があったので，収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

- ・令和2年度収入未済額

現年度分	0円
過年度分	11,945,606円
合計	11,945,606円

ロ 措置の内容

事業者に対して，これまで複数回訪問し，継続した支払勧奨を行うとともに，県顧問弁護士から債権回収に係る法的手法について助言を受け，対応策を検討している。

今後は，事業者への支払勧奨を継続していくとともに，経営状況・財務状況に注意を払いながら，適切な債権管理を図っていく。

(9) 観光課（観光政策課）

イ 監査委員の報告の内容

工事請負契約において，不適切な取扱いが認められたので，今後再発しないように内部統制制度の整備など，対策を講じられたい。

(内容)

指定部分である駐車場の工事目的物としての引渡しを受けていない状態で供用を開始し，料金を徴収していたもの。

- ・件数 1件
- ・工事名 松島公園津波防災緑地整備工事

ロ 措置の内容

本工事は県営松島公園第四駐車場等を含む周辺整備を行ったものであり，全体の工期は令和2年7月31日までとしていたが，第四駐車場の工事については，7月1日供用開始予定のため6月30日までに完成させることとしていた。6月30日の工事完成後，7月1日に部分完成の検査を受けたものの，その後に請負業者と取り交わす必要がある検査結果通知書及び工事目的物引渡書の事務処理を行っておらず，工事目的物引渡書がないまま供用を開始したもの。

対応策としては，契約から支払状況がわかる工事台帳等を作成し進捗状況を共有する

こと等により、工事に係る事務処理の流れを担当だけでなく班内で共有し、完成後の引渡しも含め事務処理が適切に行われているかを複数の目で確認することにより、内部統制を確実に行うこととしたい。

(10) 水産業基盤整備課，漁港復興推進室

イ 監査委員の報告の内容

特別納付金（汽船除去の行政代執行に係る費用）において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

（内容）

- ・令和2年度収入未済額
 - 現年度分 6,820,000円
 - 過年度分 3,687,340円
 - 合計 10,507,340円
- ・令和元年度収入未済額
 - 現年度分 0円
 - 過年度分 3,831,840円
 - 合計 3,831,840円

ロ 措置の内容

令和2年度に発生した収入未済については、督促状による督促や戸籍調査を行った。また、過年度に発生した収入未済については、解消を図るため財産調査及び戸籍調査を行い、令和2年8月に収入未済額の一部を回収した。

今後は、滞納者に対する督促を継続していくとともに、滞納処分を検討を行うため財産調査等についても引き続き実施していく。

(11) 水産業基盤整備課，漁港復興推進室

イ 監査委員の報告の内容

工事請負契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように内部統制制度の整備など、対策を講じられたい。

（内容）

防潮堤工事において、工期途中から監督員不在となったまま、工事完成に至っていたもの。

- ・件数 2件
- ・工事名
 - (1) 浦の浜漁港磯草地区防潮堤工事
 - (2) 小鯖漁港小鯖地区防潮堤工事

ロ 措置の内容

令和3年7月12日付けで、各地方振興事務所長に対し、「県請負工事監督規定の運用」に基づく、監督職員の適正な配置の実施について通知した。

今後は、内部統制実践項目に監督職員の適正配置確認を加え、随時、確認していく。

(12) 道路課

イ 監査委員の報告の内容

国庫支出金の受入れにおいて、当該年度の収入とすべきものを請求せず、歳入欠損となっているものが認められたので、今後再発しないように内部統制制度の整備など、対策を講じられたい。

（内容）

国庫支出金の概算払請求を行わなかったため、一般財源の立替支出となったもの。

- ・件数 3件
- ・金額 44,177,000円

ロ 措置の内容

当該事案については、令和2年度の出納整理期間中に把握し、決算上の処理（一般財源による補填措置）を行うとともに、令和3年度に国庫支出金の受入れを行うこととしている。

今後の再発防止策については、令和3年度の精算業務の開始に向けて点検を実施中であり、精算や国費関係事務が本格化する11月までに、スケジュール管理、チェック体制のルール化など具体的な対策をとりまとめ実施することとしている。

(13) 住宅課

イ 監査委員の報告の内容

県営住宅使用料において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、引き続き収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

- ・令和2年度収入未済額
 - 現年度分 15,534,350円
 - 過年度分 22,124,027円
 - 合 計 37,658,377円
- ・令和元年度収入未済額
 - 現年度分 18,316,075円
 - 過年度分 22,071,119円
 - 合 計 40,387,194円

ロ 措置の内容

県営住宅の管理業務全般については宮城県住宅供給公社（以下「公社」という。）へ委託しており、滞納整理業務についても公社が主体となり実施するほか、県住宅課職員が戸別訪問に同行するなど、連携を密にした取組を実施している。

県と公社は、「県営住宅滞納家賃等縮減推進の取組について(令和3年度～令和4年度)」の取組方針を基本とし、初期滞納者への早期対応の強化や、滞納発生時における連帯保証人への協力要請等、滞納の蓄積を未然に防ぐ取組を実施している。

また、毎月連絡調整会議を開催し、滞納整理の実施状況や収納状況及び収入未申告と滞納の関係を把握しながら、滞納発生に対して早期に対応するよう取り組んでいる。

収入未申告者の中には、入居承継や同居承認等の手続きが未了であることにより、家賃が高額な近傍同種家賃になり、結果として滞納が増加している事例が見られる。このような事例を早期に解消する、又は未然に防ぐためにも公社の滞納整理部門と入居管理部門は連携を密にして対応している。

全入居者に対して減免制度の周知を行い、家賃等の支払いが困難な入居者に対して適切に減免を行うことで滞納発生を未然に防いでいる。

滞納が長期化している案件については、法的措置による厳正な対処を前提に、個々に対応方針を検討し、対策を講じている。

重点的な取組事項

【入居者への取組】

- ①初期滞納者（1～2か月）への取組強化
- ②法的措置による厳正な対処
- ③収入申告の徹底
- ④各種手続きに係る迅速かつ丁寧な対応
- ⑤生活保護受給者の代理納付の利用拡大
- ⑥連帯保証人に対する対応の強化

- ⑦減免制度の周知
- ⑧高齢者や福祉の対応が必要な滞納者に対する指導強化

【退去者への取組】

- ①民間債権回収業者（サービサー）の活用
- ②弁護士への債権回収業務委託
- ③法的措置による厳正な対処
- ④債権の適正管理

(14) 高校教育課，宮城丸

イ 監査委員の報告の内容

高等学校等育英奨学資金貸付金償還金において、収入未済があったので、引き続き収納促進と適切な債権管理を図りたい。

(内容)

- ・令和2年度収入未済額
 - 現年度分 78,538,308円
 - 過年度分 277,990,224円
 - 合 計 356,528,532円
- ・令和元年度収入未済額
 - 現年度分 88,029,273円
 - 過年度分 253,272,894円
 - 合 計 341,302,167円

ロ 措置の内容

償還金の収入未済額を縮減するため、未納者に対して督促状を毎月送付するとともに、これに応じない者には、電話による催告や未納額総額を記載した納付催告書を送付し償還を促した。さらに2か月以上未納状態が続いている者に対しては、連帯保証人あてに未納額総額を記載した納付催告書の送付を行った。

また、所在不明等による回収困難案件の一部について、債権回収会社（サービサー）に業務委託するなど、取組の強化を図った。

なお、生活保護受給等の経済的困窮や、大学への進学等により償還が困難な者に対しては、償還の猶予を案内し、新たな収入未済額発生の抑制に努めた。

令和2年度において、過年度の収入未済額のうち、63,311,943円を回収し、収入未済額の縮減に努めた。

今後は、これまでの取組みに加えて、連帯保証人への催告書の送付を年1回から年2回に増やすとともに、住所不明な滞納者について、住民基本台帳ネットワークシステムや戸籍の公用請求等による居住地調査を年4回から毎月行うようにするなど、引き続き収入未済額の縮減に努めていく。

(15) スポーツ健康課（保健体育安全課）

イ 監査委員の報告の内容

補助金（学校臨時休業対策費補助金）の交付事務において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように内部統制制度の整備など、対策を講じられたい。

(内容)

補助事業者が学校給食費会計代表者であるにもかかわらず、全ての交付申請が学校長から提出されていたもの。また、実績報告書の一部についても学校長から提出されていたもの。

- ・件数 23件
- ・金額 910,967円

ロ 措置の内容

交付要綱に申請書類の作成例を添付するほか、申請書類のチェック箇所を共有することで、複数の職員による確認体制を強化し、再発防止に努めていく。

(16) スポーツ健康課（スポーツ振興課）

イ 監査委員の報告の内容

指定管理において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように内部統制制度の整備など、対策を講じられたい。

(内容)

- 1 宮城県ライフル射撃場の指定管理者である宮城県ライフル射撃協会について、労働者災害補償保険法に基づく労災保険に加入していなかったもの。
- 2 宮城県ライフル射撃場の指定管理者である宮城県ライフル射撃協会及び宮城県長沼ボート場の指定管理者である宮城県ボート協会について、指定管理者に対する指導・監督を怠り、また、指定管理料において、必要な経費の算定を誤り、過不足を生じさせ追加支払を行ったもの。
 - ・宮城県ライフル射撃協会 360,000円
 - ・宮城県ボート協会 1,664,400円

ロ 措置の内容

県及び指定管理者において、関係法令の理解及び遵守に努め、今回指摘のあった事項については、指定管理者の選定に際し、「チェックリスト」を作成し、確認を徹底する。

また、指定管理期間中においては、事業実施報告書に基づき実施調査を行うなど、適切な指導・助言を行う。

(17) 警察本部

イ 監査委員の報告の内容

損害賠償金において、現年度分収入未済額が0円となり、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、引き続き収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

- ・令和2年度収入未済額
 - 現年度分 0円
 - 過年度分 27,815,934円
 - 合 計 27,815,934円
- ・令和元年度収入未済額
 - 現年度分 3,080,000円
 - 過年度分 25,293,734円
 - 合 計 28,373,734円

ロ 措置の内容

定期的な電話連絡により生活状況等の確認及び支払いの催促を実施した。

また、生活困窮等の理由により一括納付ができない債務者に対しては、分割納付等の納付指導を実施した。

分割納付者のうち、納付が滞りがちとなっている債務者に対しては、電話による納付指導を実施した。

今後とも、上記の措置を着実に実施し、一層の収入未済の縮減に努めていく。

(18) 警察本部

イ 監査委員の報告の内容

報酬において、支払遅延が認められたので、今後再発しないように内部統制制度の整備など、対策を講じられたい。

(内容)

非常勤職員の報酬について、支給定日を過ぎて支給していたもの。

- ・ 件数 1 件
- ・ 支給額 139,000円

ロ 措置の内容

授業を計画する担当者と報酬を支払う担当者間で授業予定及び結果の確認を徹底し、幹部もその実施状況と支払状況を確実に確認するなど内部統制の強化を図った。